

計画の構成

基本理念

市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協動的に

目標

	《 一般廃棄物 》	
	中間目標	目標
◆市民1人一日あたりの家庭ごみ量		
平成21年度:506g ⇒ 平成26年度:495g ⇒ (平成27年度:495g以下) ⇒		平成32年度:470g以下
◆リサイクル率		
平成21年度:30.4% ⇒ 平成26年度:26.3% ⇒ (平成27年度:32.5%以上) ⇒		平成32年度:35%以上
◆一般廃棄物処理に伴い発生するCO ₂ 排出量		
平成21年度:122千トン⇒平成26年度:105千トン⇒ (平成27年度:115千トン以下) ⇒		平成32年度:100千トン以下

《 産業廃棄物 》

◆本市の産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分量の削減

計画の視点

- ① 循環資源の性質に応じた規模の循環圏の形成に向け、ものづくりのまちとしての地域特性を活かした「最適な『地域循環圏』の構築」
- ② 循環型の取組みをさらに推進し、低炭素、自然共生の取組みを加えた「低炭素社会、自然共生社会への貢献」
- ③ 本市に蓄積するごみ処理・リサイクルの技術や人材等の基盤を活用した「環境国際協力・ビジネスの推進」

取組みの方向性

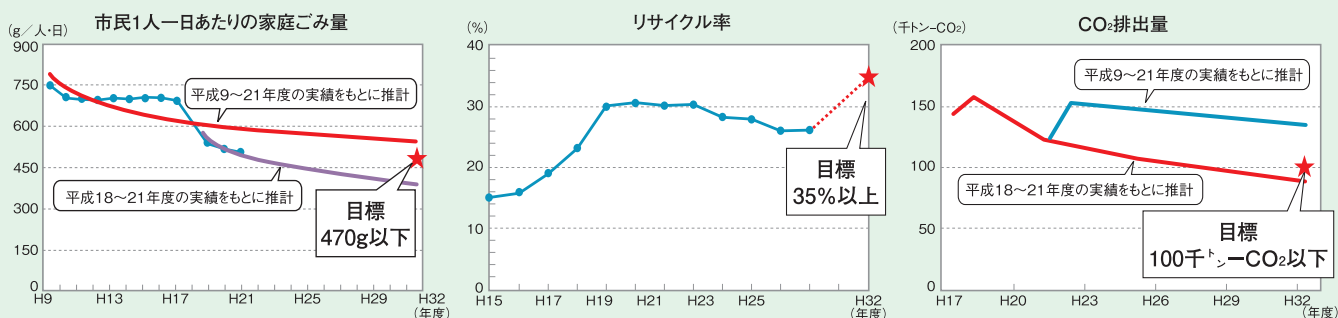
1. 最適な『地域循環圏』の構築

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 家庭ごみの減量化・資源化の推進 | (4) ごみ処理の広域連携 |
| (2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進 | (5) 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進 |
| (3) ごみ処理施設の今後のあり方 | (6) 適正処理と安全・安心の確保 |

3. 環境国際協力・ビジネスの推進

- (1) 環境産業の創出・育成・支援
- (2) 環境分野における技術開発の促進
- (3) 産業の環境化

3 R・適正処理に取り組むことを通じ、“持続可能な都市のモデル”を目指します。



《生活排水》

◆生活排水処理率 平成21年度:99.2% ⇒ (平成27年度:99.4%以上) ⇒ 平成32年度:99.5%以上

関係者に期待される役割

<市民>

- ライフスタイルの見直しなどの推進
- 環境学習、環境保全活動への参加・協力

<NPO等>

- 「集団回収」等の積極的な取り組み
- 各主体の連携・協働のつなぎ手
- 環境学習、ソーシャルビジネス等の実施



<事業者>

- 事業者として社会的責任を果たす
- 情報公開等を一層推進する

<行政>

- コーディネータとして各主体の行動の促進
- 地域特性に応じた取組みの実施
- 持続可能な取組みの率先

2. 低炭素社会、自然共生社会への貢献

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 廃棄物処理における低炭素化・自然共生の推進 | (4) 不法投棄防止対策 |
| (2) 環境教育、普及啓発の充実 | (5) 海岸漂着物等の処理 |
| (3) ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上 | (6) まち美化対策の強化 |
| | (7) 生活排水の適正な処理 |

- (4) 環境国際協力・環境国際ビジネスの促進
- (5) 事業活動における循環利用の推進
- (6) 環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)の育成、グリーン購入の推進



計画の概要

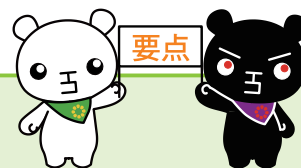
1 計画改定の趣旨

北九州市では、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型社会」に向けた取組みに「低炭素社会」、「自然共生社会」に向けた取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す本計画を平成23年に策定しました。そして、計画策定後の経済社会状況の動向や、廃棄物量の変化等に的確に対応した計画の運用を図るため、平成28年に計画の改定を行いました。

2 他の計画等との関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」であり、北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の「部門別計画」です。

3 計画期間 平成23年度から平成32年度の10年間



<主な改定のポイント>

(1)ごみの減量化・資源化の推進

- 家庭系のごみについて、食品廃棄物対策や、古着リサイクルの推進等に、重点的に取り組みます。
- 増加傾向にある事業系ごみについて、事業者への周知啓発等の取組みを強化しながら、必要に応じて適正な手数料のあり方を検討します。
- 食品リサイクル法の見直しを受けて、食品ロス削減に向けた取組みを行います。

(2)ごみ処理施設の今後のあり方・ごみ処理の広域連携

- 安定的・効率的なごみ処理の確保、災害への対応等の視点から、最適な焼却工場体制のあり方を検討します。
- 「北九州都市圏域」という新たな広域連携の枠組みで、他都市ごみの受入処理を行います。

(3)適正処理と安全・安心の確保

- 無許可業者対策、災害廃棄物や、水銀・PCBを含む廃棄物の適正処理を推進します。

(4)低炭素・自然共生社会への貢献

- 太陽光パネル等、低炭素社会の進行に伴い発生する廃棄物の処理体制や、生ごみ・間伐材等のバイオマス資源の活用等により、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの取組みを統合的に推進します。
- 産学官民の連携により、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。

(5)環境国際協力・ビジネスの推進

- 本市に蓄積する技術や人材等を活用して、さらなる環境産業の推進を図るとともに、「アジア低炭素化センター」を中核とした環境の国際的取組みを推進します。

編集・発行



北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL:093-582-2187 FAX:093-582-2196

E-mail: kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp

